

## 日本対がん協会リスクマネジメント規程

### 第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本対がん協会（以下「協会」という）におけるリスクマネジメント体制の要綱を定め、協会存続に重大な影響を及ぼすリスクを事前に識別・評価し、これを予防・減少することを目的とする。

### 第2条（定義）

本規程におけるリスクとは、コンプライアンス、財務報告、情報管理など主に事業活動に伴い発生するリスクをいう。

### 第3条（体制）

リスクマネジメント体制は、協会運営会議で議論のうえ推進する。事業活動に伴う重大なリスクの識別、評価及びリスクへの対応は、業務執行理事、事務局長が、必要に応じて理事長の助言を受けながら実施・決定する。

協会役員、協会職員、協会契約職員、協会シニアスタッフ、協会パート職員、協会アルバイト職員、協会ボランティア（以下「協会役職員」という）は、業務執行理事及び事務局長の要請に基づき、リスクマネジメント体制推進に関する業務に協力しなければならない。

### 第4条（報告）

協会役職員は、事業活動に伴う重大なリスクを認めたときは、業務執行理事及び事務局長に報告しなければならない。

### 第5条（改廃）

本規程の改廃は理事会が行う。

付則1 本規程は2019年9月1日から施行する。